



連載

アメリカ合衆国のロースクール教育

第8回

アメリカの法曹倫理教育に学ぶ 法曹倫理教育に関する国際シンポジウム報告

村岡啓一 一橋大学教授

はじめに

2007年3月10日(土)、東京・如水会館において、一橋大学法科大学院の主催による法曹倫理教育に関する国際シンポジウム「法律家の役割と法曹倫理教育」が開催された¹。講師として、アメリカ合衆国からミズーリ・コロンビア大学ロースクールのロドニー・アップホフ教授²を、韓国から釜山大学校法科大学の裴基碩(ペ・ギソク)教授³を、中国から中国人民大学法学院の張志銘(チャン・ツイーミン)教授⁴を迎えて、各国の法曹養成機関における法曹倫理教育の実際につき報告を受けたのち、上記3名の講師に私と現在一橋大学大学院法学研究科の客員教授である李薇(リー・ウィー)教授⁵が加わる形でパネル・ディスカッションを行った。各国の法制度の違いにもかかわらず、法曹倫理教育の重要性とその教育方法の困難性は、いづれこの国においても共通しており、当初の予想に反して議論はかみ合い、面白い議論が展開された。

その経過は何らかの形で公表する予定であるが、

今回は、そのシンポジウムの第1部「アメリカの法曹倫理教育から学ぶ」でなされたアップホフ教授の講演を紹介する。同教授は、長年にわたって法曹倫理教育に携わり、さまざまな形態の教育手法を試みてきた経験に基づき、倫理規範の解釈中心の教育では法律家にとって必要な倫理問題の分析手法を習得することは困難であり、さまざまな形態の実務教育の中でロースクールの学生が倫理的ジレンマと対峙することによってはじめて有効な倫理教育が可能になることを説いている。同教授は、その講演の中で、一橋大学法科大学院が推進しようとしている「科目横断的の法曹倫理教育」の考え方(パーヴェイシブ・メソッド)についても言及し、アメリカのロースクールにおいて、理念的には賛成しつつも、現実には採用されていない理由を説明している。その提起されている問題点につき、一橋大学法科大学院がどのように回答したのかについては次回に報告することにして、まずは、アメリカの法曹倫理教育の現状を見てみよう。

法曹倫理に関する国際シンポジウム「法律家の役割と法曹倫理教育」での報告

ロドニー・アップホフ 仮訳：村岡啓一(見出しは編集部)

米国のロースクールでも十分ではない 法曹倫理教育

今日ここで法曹倫理教育について話すことができるのを喜んでおります。法曹倫理教育、より正確にいえば、ロースクールの学生に法律家の責任について教

えることは困難な課題です。しかしながら、私たち法学教育に携わる者に、ロースクールの学生が将来有能かつ倫理的な法律家になるための準備を整えることが期待されている以上、私たち法学教育者が引き受けなければならない課題です。もし、私たちがその難題に答えることができないならば、当該学生およびそ

の将来の依頼者を害するのみならず、一般公衆をも害することになるのです。

私は、皆様方にアメリカの法学教育者が法曹倫理教育において多大な発展を遂げてきたことをここで報告できればよいのですが、悲しいことに、それができないのです。私は、今日のアメリカのロースクールが学生に対し、職業的な観点から見て健全な方法で実務を準備することを以前よりもよくやっているとは思いますが、アメリカのロースクールは依然として統一的に法曹倫理を十分に教えているとはいえないのです。

確かに、ロースクール界や専門家階級の中にある批判は、アメリカの法学教育者が法曹倫理教育を向上させるようにと求め続けています。残念なことに、その要求はしばしば無視されます。

私は、アメリカのロースクールにおいて、アメリカの学生が法を倫理的に実践できるようにもっとよく準備できるようにすべきだと考えています。しかし、そのためには、アメリカの法学教育者はいくつかの重大な障害を克服しなければなりません。まず、私たちが学生をよき専門家にするためにもっと準備をすることを期待されている以上、私は、アメリカの法学教育者が取り組まなければならない重大な問題点と論点を確認することから報告を始めたいと思います。皆さんはそれぞれの国において同様の論点と問題点があることに気づかれるかもしれません。次いで、私はアメリカ合衆国で法曹倫理を教えるために用いられているさまざまな方法（アプローチ）を述べることにします。最後に、私は臨床法学教育に焦点をあてたいと思います。それは、ロースクールの学生を良き倫理的な法律家にする効果的な準備という課題に最も成果をもたらす方法が臨床法学教育であると考えからです。

十分な法曹倫理教育にまで手が回らない

アメリカのロースクールにおいて法曹倫理教育の発展を阻んでいる最大の障害は、法曹倫理教育が法学教育の直面する数多くの重要な使命のひとつに過ぎないということです。法学教授は質の高い研究をしなければならず、さまざまな大学や専門家奉仕団体の会合にも参加しなければならず、そして、学生を良き法律家にする準備をしなければなりません。もちろん、私たちは学生に法律家のように思考することを教えな

ければなりません。すなわち、私たちは、問題を分析し、法律を調査し、適切な法的な解決法を編み出し、最終的に依頼者が選択した結論を実現するための効果的な戦略を作り出す能力を学生が身につけるように手助けをしなければならないのです。法学教育者は学生に法律について教えるにとどまらず、学生が——今日表現でいえば——法律家のように話すということの学習を、ぜひとも手助けしなければならないのです。加えて、私たちは、学生が事実を把握し、それらの事実を照らして説得力ある議論を構成するために法律を活用することができるように準備をします。さらに、私たちは、学生が依頼者、他の法律家および裁判所と——書面と口頭のいずれでも——効果的に意思の疎通ができるように訓練をしなければなりません。最後に、私たちは、学生がよき法律家に求められる健全な専門家としての判断をなすうように準備しなければなりません。

明らかに、3年間（通常、アメリカの学生がロースクールに通学する年限）でなすべきことはたくさんあるのです。残念なことに、アメリカのロースクールでは、学生に実体法を可能な限り受講させるためにあまりにも多くの時間が費やされており、学生が法曹倫理を理解するに足る、あるいは、適切に実務を行えるように準備するための十分な時間は確保されていません。確かに、1992年に、アメリカ法律家協会の、ロースクールと専門職に関する作業部会はひとつの報告書を公表し、ロースクールにおいて技術と価値の教育を強化しようとする提言をいたしました。この「乖離を縮めること：法学教育と専門家の発展」と題する報告書は、マックレート・レポートとして知られるようになりました。これは、以下のサイトから入手することができます（<http://www.abanet.org/legaled/publications/onlinepubs/macccrate.html>）⁶。

マックレート・レポートは、ロースクールの学生が十分に、かつ、適切に実務に備えることが期待されている以上、ロースクールで教えられなければならない技術と価値を強調しました。私は、皆さんにマックレート・レポートを読むことを強くお勧めいたします。

求められる改革

この報告書に基づいて、私は大学の紀要に、良き



法律家になる準備を阻害するアメリカ法学教育の中にある障害を指摘する論文を書きました。「ロースクールの新生が法を実践するための準備——最前線からの視点」と題する論文は、シンシナティ大学ロー・ジャーナル65巻381頁以下にあります⁷。この論文の中で、私はアメリカの法学教育者及び法律実務家に対し改革を促しました。すなわち、私は、アメリカの法学教育を強化し、法実務に学生を備えさせるようもっと準備するよう改革を促したのです。

その論文の中で私が指摘した問題には次の点が含まれます。①実体法の過度の強調と技術および価値の教育に対する関心が不十分であること、②あまりにも多くの法学教授が実際の法運用について知らないか、あるいは実務家を軽蔑していること、および、その結果として、学生に法運用の現実を体験させることを喜ばないか、あるいは拒絶していること、③アメリカのロースクールの学生が臨床教育を受ける機会があまりにも少ないこと、④あまりにも多くのロースクール運営者および教授が、優れた斬新な教授法や革新的なロースクールの価値を低く見ており、そのために、習熟した教師に対し褒賞を与えていないこと——もっとも、卓越した教師が同時に優れた学者であった場合を除く。その結果、良き法律家を育成するという責任を真剣に受け止めるアメリカの法学教育者が少なく、真の改革に必要な資源を割こうとしない現状では、この改革は困難であると論じたのです。

もっと払われるべき関心

最近、教育の発展のためのカーネギー基金が「法律家の教育——法の専門家になるための準備」と題する影響力のある報告書を著しました⁸。著者たちは、再度、アメリカの法学教育に携わる者は実務家の訓練についてもっと真面目に考える必要があると結論づけています。事実、この報告書は、ロースクールが判例対話法に力点を置く結果、法実務の学習に対する十分な関心を欠いていると同時に、法曹倫理に十分な関心が払われていないことを強調しています。カーネギー・リポートは、学生に弁護の技術（ローヤリング）および実務上弁護士が直面する利害の対立についての教育を強調し、より統合されたカリキュラムを求めています。ちょうど、私がシンシナティ大

学紀要の論文で指摘したのと同様に、カーネギー・リポートは変革に対する多くの法学教育者の抵抗があることを認識しています。しかしながら、その報告書は、改革に向けた積極的な歩みを始めたロースクールの例も示しています。私は、皆さんに、この重要な報告書を読み熟考されることもお勧めします。この報告書の概要は、以下のサイトから入手することができます（<http://www.carnegiefoundation.org>）。

法曹倫理教育の重要性について共通理解がないことを考えれば、アメリカのロースクールにおいて、法曹倫理教育が本来のあるべき姿に程遠いことは何ら驚くべきことではありません。法曹倫理を教えている法学教授のなかには、専門家責任を研究している学者として学会において地位が低く見られていることを嘆く人もおります。ロースクールによっては、特任教授に法曹倫理科目を担当させたり、専任教授に「義務的」科目としてそれを割り当てたりするところもあります。

これも明らかなことですが、アメリカの法学教授の中には、法曹倫理をカリキュラム上強調する価値のある重要な科目だとは見ない人もいます。多くのロースクールでは、学生はロースクール全体のカリキュラムを通じて、法曹倫理に焦点を当てた2ないし3単位の1つの科目だけをとればよいとされています。仮に、法学教授および理事者が法曹倫理に価値を見出さないとすれば、学生がそのメッセージを受け止めて、同様に、当該科目が重要ではない、あるいは無関係と見る傾向があるとしても何ら不思議ではありません。そのメッセージは、法曹倫理科目について、通常、最小の単位数しか与えられないという事実によって、また、正義とか専門職に関する論点にほとんど関心が示されないという事実によってさらに強化されるのです。その結果、法実務に関連すると考える知識だけを学ぶのに熱心な学生は、法曹倫理科目を将来の弁護士経歴に実際的な関連を持たない法哲学のつまらない学習と同じように見る傾向があります。法哲学を強調する教授や法理学に近い科目を教える教授は、学生から最も多くの反発を買いかねないのです。学生の評価は、他の必修科目と比べて当該科目は退屈である、教員の質は貧弱であるというのがしばしばであります。低い評価は、もともと乗り気でない終身雇用身分を取得していない教授の場合、法曹倫理科目を進んで引き受けようとする方向に作用します。

教育者が熱心になれば、学生も熱心に

学生の法曹倫理科目に対する嫌悪というものは、私の経験では、ほとんどの原因が科目構成のやり方と科目を担当する教員個人の質にあります。すなわち、学生は、その教員が学生にとって人生に対する主題をもたらしうる熱意のある教師であるならば、法曹倫理科目に対し好意的に反応することは大いにありうるので、これは、当該教授が法律家としての経験を持っており、法実務に通じていて、学生に対して法曹倫理を理解することが弁護士としての成功に重要であることを示すことができるのであれば、容易に実現することができます。教師は、この科目が学者の関心を引くにとどまる抽象的な概念ではなく実務に関連していることを、学生に対しては、繰り返し、説かなければなりません。正直に言って、抽象的な学術的な探求に関心がある学生は極めてわずかです。大多数の学生は、お金を稼げるように、人々を助けることができるように、権力をもつことができるように、他者と違う人生を送れるようにといったさまざまな目的で、どのようにして良き弁護士になるかを学びたいのです。

したがって、法学教授が法曹倫理の主題について熱心になればなるほど、学生をして法曹倫理を学ぶことに熱心に取り組ませることができるのです。教授が学生に、弁護士がどれほど頻繁に実際問題として倫理上解決の困難なジレンマに直面するかを納得させることができるならば、ロースクールの学生はこの科目を真面目に選択することはほぼ間違いないのです。法曹倫理科目を真面目に選択する学生は、おそらく学習するプロセスに参加するでしょうし、その結果、おそらく法曹倫理を習得するでしょう。究極的には、成功する法曹倫理教育とは、学生のために当該科目に生命を付与することに関心のある、情熱的で思慮深い教授によって開始されるのです。

どのように教えるべきか

それゆえに、法曹倫理教育の成功にとって、質の高い教育は決定的に重要です。しかしながら、法曹倫理科目がいかに位置づけられるかも、また、違いをもたらします。アメリカのロースクールでは、多くの法

曹倫理科目は、伝統的な大教室で教えられます。45名から150名のクラスで、担当教授はアメリカ合衆国の弁護士を規律する法規の概観を学生に教えるために講義あるいはソクラテス・メソッドを用います。焦点は、アメリカ法律家協会の弁護士職務模範規則、すなわち、弁護士が遵守しなければならない規則ないし懲戒手続と、依頼者を代理する過程で弁護士が守らなければならない他の法規に置かれます。この種の科目は、一般に、判例を扱う他の必修科目に極めてよく似ています。そこでは、規則の分析と適用する法律の理解を試すために説例が用いられるところに特徴があります。アメリカのロースクールのなかには、そのような概論科目を1年次に配当するところもありますが、多くは2年次に配当しており、いくつかのロースクールでは最終年次に法曹倫理科目を選択することを認めています。どの年次に配当されようと、この科目が学生から暖かく迎えられることはめったにありません。たとえ、当該教授が科目を刺激的で意味のあるものにしようと一生懸命に努力しても、大勢の学生と大量の教材を前にして、難しい倫理的ジレンマについて有意義な議論を学生にさせることは困難なのです。せいぜい、そのような法曹倫理科目は、学生に弁護活動に関する法規の概要と彼らが法律家になった際に直面する可能性のある限られた論点に触れさせることができるにとどまります。そのような科目は比較的開設するのに経費がかからないという利点があります。しかし、困難な倫理的ジレンマに対する真の理解を促すことやそのジレンマを良き法律家はどうのように処理するのかについて学生に洞察させることはできそうもありません。結局、そのような科目は、学生が責任をもって実務を行うための準備を提供することはできないのです。

アメリカのロースクールの間で、必修の法曹倫理科目を1年生のカリキュラムの中に置くべきか否かで議論があります。3年生が法曹倫理科目を真面目に選択しないことに対する不満から、教授の中には、1年生が法律家の役割論を学ぶ際に倫理的ジレンマについて学ぶほうがより受け入れられると主張する人がいます。彼らは、学生にロースクールの最初に弁護活動に関する法規を教えることは、主題への関心を高めるし、学生に対し法曹倫理の重要性についてシグナルを送ることになると主張します。しかし、その科目の重要性も、学生からみれば他の1年次科目よりも単位



が少ないために、滅殺されます。さらに重要なことは、1年生はまさに法律を学んでいる最中であり、法的事案の背景事情や議論されている倫理的問題点を1年生に理解させることは難しいのです。教員は他の法律を説明するのに相当な時間を費やさざるをえず、当該倫理問題のニュアンスを検討するには時間がありません。さらに、一部の批評家は、1年生は基本的概念を学んでいる最中なので、良き弁護士が対立する要求と義務のバランスをどのようにとるべきかという難しい問題に取り組むには未だ準備ができていないと批判します。

しかし、究極的には、当該科目がいつ配当されるかではなく、クラスの規模が最も決定的なのです。60人ないし150人のクラスで、難しい倫理的状况につき実のある議論をする——そして、クラスの議論に参加しない学生をも引きつけておくことは、たとえ最も才能のある教師であったとしても、著しく困難なことなのです。

しかしながら、私は、学生が3年次に法曹倫理科目を受講すべきではないことには心底同意いたしません。学生は、法曹経歴の早い段階で、法律家の役割と法曹倫理の論点につき考えることを始める必要があります。ロースクールでの遅い時期までこうした論点と真面目に取り組まない学生は、往々にして、プロフェッショナリズムの重要性について十分な理解のないままに学校を去ることになりかねないのです。

ここまでで疑いもなく明らかになったとおり、私は、学生に、単一の法曹倫理の概要を教える科目を提供するだけではロースクールがその責任を果たしたことはないと考えています。私は、そのような科目が必修とされるべきであると思いますが——理想的にはロースクール2年生の前期に——、それは、法曹倫理を学生に教える、より調和的かつ包括的アプローチの一部でしかありません。

科目横断的アプローチ

私は、もちろん、スタンフォード・ロースクールのデボラ・ローディ教授⁹らによって主導される「科目横断的アプローチ」を支持します。彼女は法曹倫理教育がすべての実体法科目の中に統合されるべきであると考えています。彼女の見解によれば、すべての法学教授は、学生が実務で生じる法曹倫理の中心的問題を

定期的に想起できるように、それぞれのクラスで演習と説例を組み込むことになります。

理念として、さまざまな実体法の分野で生じる倫理問題を学生に喚起させるために、すべての法学教授にそれぞれのクラス授業を意識的に利用させることが望ましいことについては私も同意しますが、実際には、アメリカのロースクールで科目横断的法学倫理の方法は、すぐには受け入れられていないのです。教授たちは、自らの科目内でカヴァーする法理論がすでに過剰であるので、かなりの時間を必要とする難しい倫理的問題を取り上げて法の適切な分析方法を学生に教える十分な時間がないと不満を言います。加えて、教授の多くは相当な実務経験を持っていないので、良き弁護士が特定の実体法の枠内で生ずる倫理問題をどのように解決するかを論ずるのに十分な知識がないと感じているのです。最後に、おそらくこれが最も重要な点ですが、大規模クラスは、そのような倫理問題をかなりの時間をかけて議論する最適の場ではないのです。ですから、法曹倫理を専門としない教授で進んで実体法科目の中で倫理問題に時間をとってくれる教師がほんの少数にとどまるというのも、驚くにはあたらないのです。

しかしながら、アメリカのロースクールは実務経験を持つ教授たちにそれぞれのクラス授業の中に倫理教育を統合することを推奨すべきです。さらに、私は、教授と学生が弁護士活動上の諸問題を深く掘り下げることでできるセミナーや少人数クラスを、実体法分野に関連して数多く開講する考えにも賛成です。そのような科目を担当する教授や特任教授は、実務で弁護士が定期的に遭遇する倫理的ないし道徳的問題に焦点を当てた議論に学生が参加できるように準備しなければなりません。こうした科目は、最初の必修科目である法曹倫理が築いた基礎の上に実施されることになります。

私の実践してきた法曹倫理教育

私はそのような科目をさまざまな形態で教えてきました。昨年、私は特に刑事弁護士あるいは一般開業弁護士を希望する学生のために考案した刑事弁護倫理に関するセミナーを開きました。私は、学生に資料読解の課題を与えたり、映画の一場面を使用したり、

刑事弁護士としての私自身の悩みを語るなどして、16人の学生と一緒にさまざまな倫理的な問題状況と格闘しました。各学生は、ある倫理的問題に関するレポートを書き、そのテーマにつきクラスの議論をリードしなければなりません。私は、この学生たちが、私のクラスの議論の結果、彼らが実務に就いたときに必然的に出会うであろう困難な倫理的問題のいくつかについて、従前よりもはるかによく準備ができたと確信しています。

何年前か前、私は非常に違った形態の法曹倫理クラスを教えていました。その科目で、私は、弁護士の実際の行為に基づいて一連の弁護士懲戒事例を創作しました。どの事件の記録も、依頼者が州の懲戒委員会宛てに被告弁護士が不適切な行為をしたと訴える手紙と、告発された弁護士の答弁書と、追加調査の詳細を記したメモから構成されています。1件につき、2名の学生を当該弁護士を訴追する側に、別の2名の学生をその事件を弁護する側に割り当てました。6名の学生をその事件を審査する懲戒委員会の委員に割り当て、私が委員長役を務めました。

事件を割り当てられた学生は法規を調査し、当該弁護士が倫理規範に違反したと考えるのはなぜか、違反していないと考えるのはなぜか、また、仮にその弁護士が不適切な行為をなしたと認定された場合、どのような制裁が科されるのか、についての意見書を作成しなければなりません。そのうえで、学生は懲戒委員会の前でその件を論じなければならないのです。学生の懲戒委員と私は、代理人に対し、法規と当該事件の事実関係に対する法規の適用についての質問をしました。聴聞に引き続いて、懲戒委員役の学生はそれぞれ、当該事件に関する決定書を作成し、学生が当該弁護士の非行を認定した場合には適切な制裁を選択しなければなりません。

学期末に科目を修了した段階で、各学生は、検察官、弁護士、そして懲戒委員の役割を務めたことになりました。学生は、弁護士が直面する義務の衝突について多く学んだのみならず、もし、弁護士が法律家としての責任を自覚していないならば、通常の下でも、いかに容易に懲戒問題に巻き込まれるのかを学んだのです。学生は、それと同時に、規則がいかに行動すべきかについて明確な指針を提供していないことがしばしばであることにも気づくのです。学生

が、自らを当該弁護士の立場に置いて、どのようにジレンマを解決すればよかったのかを議論するとき、クラスにおける議論は、とくに実のあるものとなりました。加えて、この過程を通じて、学生は、書面および口頭での説得技術をよりいっそう向上させました。学生の授業評価によれば、学生はこのクラスを非常に有益であったと評価しました。

臨床法学教育の効用

最後に、私は何年もの間、刑事弁護クリニックの指導に携わってきました。そのようなクリニックでは、学生は、私および私と一緒に活動する他の臨床教育担当の教員の監督の下で実際の刑事事件を扱います。まず第一に、これらクリニックの経験は、マックレート・レポートおよびカーネギー・レポートが推奨している体験型学習を正しく提供しています。学生は、弁護する実際の事件に固有の事実関係に、たとえば、刑法、刑事訴訟法、証拠法の各科目で学んだ法理論を適用することを求められます。彼らは事実を発掘しなければならず、そして、彼らは、事実認定の過程がすでに事実関係が確定されている判例を単に読むこととは全然違うことを発見するのです。学生は、面接をし、相談し、交渉することを学ぶのです。要するに彼らは、弁護士が遭遇するプレッシャーを体験することはどのようなものか、そして、弁護士はどのように依頼者の問題を解決するか対処方法を学び始めるのです。

確かに、これらは学生が良い臨床科目の中で学ぶ多くの成果の一部でしかありません。しかし、多くの臨床法学教育に携わる教師にとって、良いクリニックの最も重要な側面は、臨床体験が教師に法曹倫理を教える素晴らしい機会を与えてくれるということなのです。私の意見では、明らかに、臨床教育こそが私に、学生が専門家として成長するのに影響を及ぼす最良の機会を提供しているのです。

たとえば、私のクリニックでは、学生は毎回難しい倫理的問題に直面します。そこには、盗んだ品物をクリニックに持ってくる依頼者から偽名で逮捕されたことを告白する依頼者までいます。学生は、頻繁に、情緒的および心理学的問題を抱えた依頼者をどう扱うかにつき解決策を見出すために苦闘しなければなりません。クリニックの学生は、すぐに、弁護士になるとい



うことは単にLEXIS(データベース)上で法規をどのように見出すか、あるいは、どう法的議論を組み立てるかを知らず以上に変なものであることを学びます。学生が苦悶するにつれて、教師は、良き弁護士が数多くの状況や問題をどのように処理すべきかについて話す多くの機会を見出します。明らかなことですが、学生は、弁護士の生活の実際を体験するがゆえに、すなわち必要性を感じるがゆえに、プロフェッショナルリズムや倫理についての議論に、以前にもまして参加し、それを受け入れるようになるのです。

最後に、クリニック教員と一緒に働くことによって、学生は、裁判制度の中の他の関係者を観察する多くの機会を得ます。優れたクリニック担当教授は、これらの機会を利用して学生に対し、法律が実務でどのように機能しているのか、異なった役割を持つ訴訟関係者がどのように各自の役割を果たしているのかにつき考えさせます。同様に重要なことですが、クリニック担当教授は、依頼者、相手方弁護士、あるいは裁判官と交渉をする際、教授自身が弁護活動をどのように遂行するかを学生に見せます。私の意見では、クリニック担当教授の模範機能は、学生が、真の専門家とはどのように行動すべきなのかについての自らの感覚を発展させるうえで決定的に重要であると考えています。

最後に付加すべき点として、法曹倫理教育の場として臨床科目が最適であるにもかかわらず、それは、同時に最もお金のかかる方法でもあることを知っておく必要があります。しかしながら、もしロースクールが、学生が良き法律家になるための訓練を施す責任を負っていることを真剣に考慮するならば、ロースクールは、できるだけ多くの学生が臨床教育を受けられる機会を作ることを真剣に考える必要があります。良い概論科目を受けた少数学生に対して臨床体験を結合させること、より大きな人数規模の実体法科目の中で倫理問題の議論を融合すること、そして倫理およびプロフェッショナルリズムの教育に焦点を合わせたセミナーや小人数クラスを追加すること等によって、確実に、ロースクールはこの困難な責務を果たすことが出来るでしょう。私は、皆様方すべてに対し、皆様の学校がこの課題を果たすよう働きかけることを期待いたします。

- 1 このシンポジウムは、文部科学省の平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択された「科目横断的 法曹倫理教育の開発」プロジェクトの一環として開催されたものである。
- 2 Rodney J. Uphoff (University of Missouri-Columbia School of Law).
- 3 Bae Kisuk (Pusan National University College of Law).
- 4 Zhan Zhiming (Renmin University of China Law School).
- 5 Li Wei (Asian Law Center of Chinese Academy of Social Sciences).
- 6 "Legal Education and Professional Development: An Educational Continuum". 同レポートの翻訳として、アメリカ法曹協会(宮澤節生・大坂恵里訳)『法学教育改革とプロフェッション』(三省堂、2003年)。
- 7 "Preparing the New Law Graduate to Practice Law: A View from the Trenches", 65 U. Cin. L. Rev. 381.
- 8 "Educating Lawyers: Preparation for the Profession of Law".
- 9 Deborah L. Rhode (Stanford University Law School).

(むらおか・けいいち)

